届出等の流れ

津市景観計画に係る届出の流れは、下の図のとおりです。

届出を要する行為をしようとする場合、事前協議を義務づけています。これは、あらかじめ「景観形成基準チェックシート」などを用いて、事業者や設計者に自らチェックしていただき、行為の内容が景観形成基準に適合しているかどうかを確認するためのものです。

景観法の規定により、通常は届出の受理日から30日間（最大90日間）は行為に着手することができませんが、届出内容が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められたものは、行為着手の制限の期間が短縮されます。

なお、本市では有識者等で構成される津市景観審議会を設置しており、良好な景観の形成に支障を及ぼすことが予想される場合は、津市景観審議会に諮問する場合があります。

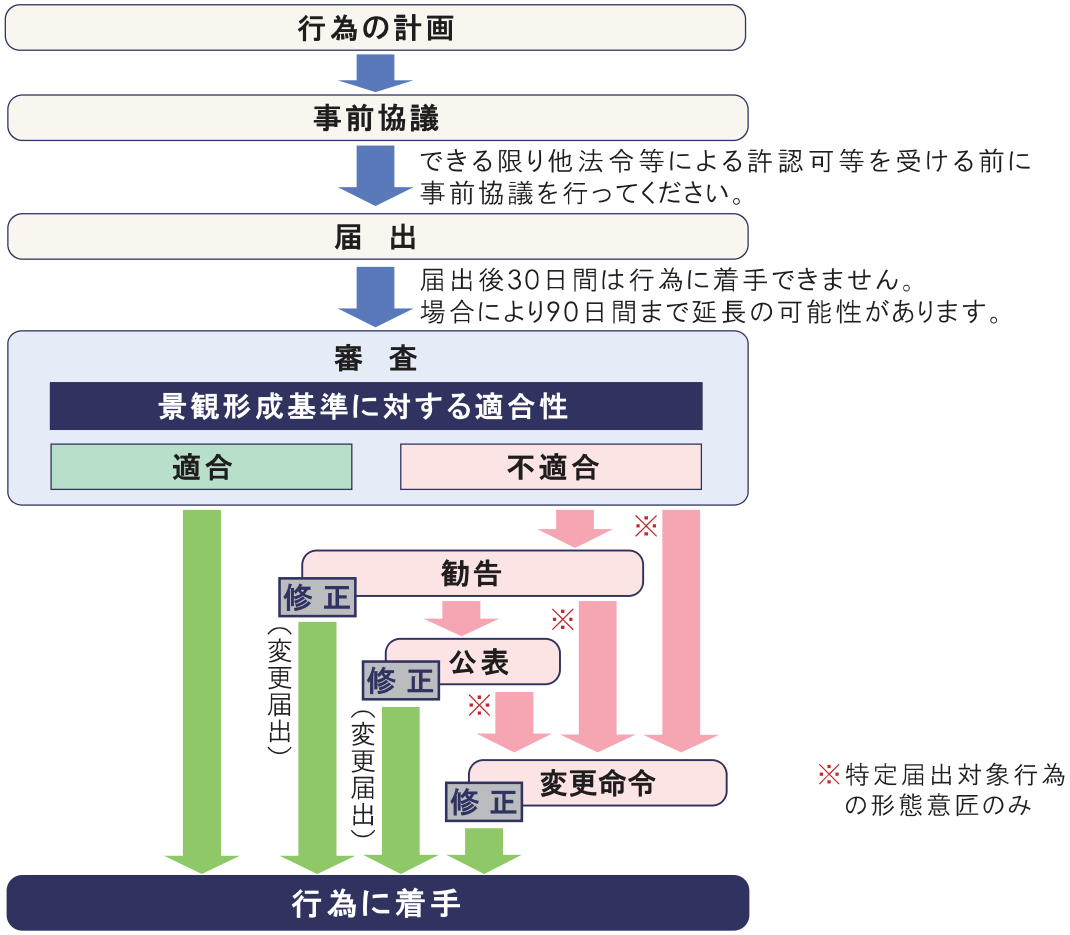

・届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。
（景観法第103条第1号）

・変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。
（景観法第102条第1号）

届出の受付窓口

津市　都市計画部　都市政策課　都市計画・景観担当
【住所】　〒514-8611　三重県津市西丸之内 23 番 1 号
【TEL】　059-229-3290　【FAX】　059-229-3336　【MAIL】　229-3177@city.tsu.lg.jp